

## 第1部 計画の基本的事項

### 1. 計画見直しの背景

#### 1.1 環境問題と国の対応

地球規模での人口増加や経済活動の拡大に伴い、資源消費や環境への負荷が増大しています。特に近年は開発途上国の人口増加が顕著であり、さまざまな環境問題を起こし、深刻化しているとともに、開発途上国の資源を先進国が大規模消費することにより、生物多様性<sup>\*1</sup>が損なわれています。

現在、最も対応が急がれるのが地球温暖化問題です。IPCC<sup>\*2</sup>第5次評価報告書によれば、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、地上の気温は、今後、温室効果ガスの排出を大幅に削減しても、21世紀末までには平均で1℃上昇すると予測されています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスについては、気候変動枠組条約<sup>\*3</sup>第21回締約国会議(以下、「COP21<sup>\*4</sup>」という。)(平成27年11月～12月)において、発展途上国も含めたすべての国が削減に努める「パリ協定」を採択しました。わが国は、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの目標を提示し、この目標を達成するための「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に策定しました。また、COP21に先立ち、温暖化する気候に適応するため、「気候変動の影響への適応計画」を平成27年11月に策定しました。

生物の保全や生物資源の持続可能な利用に対しては、わが国は、平成17年に最初の生物多様性国家戦略を策定しました。以後改定を重ねるなかで、平成22(2010)年に愛知県において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10<sup>\*5</sup>)が開催され、遺伝資源のアクセスと利益配分<sup>\*6</sup>(ABS)に関する名古屋議定書や新戦略計画・愛知目標が採択されました。その後、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、取り組みを進めています。

これらの問題に対し、世界の多くの国や地方、その他さまざまな主体が、積極的な取り組みを行うようになっていきます。環境は、経済社会の持続的発展の基盤となるものであり、さまざまな環境問題は、安定的な経済社会活動や、時にはその存続すらも脅かす重要な課題となっています。

わが国では、現在、第四次環境基本計画(平成24年閣議決定)に基づき、環境施策が進められています。基盤となる安全を確保したうえで、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成し、持続可能な社会の構築が求められています。

<sup>\*1</sup>すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

<sup>\*2</sup>気候変動に関する政府間パネル(International Organization for Standardization)の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。

<sup>\*3</sup>正式名称を「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、1992年に採択された。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする。

<sup>\*4</sup>条約における締約国の会議の略称をCOPという。パリで開催された気候変動枠組条約の第21回締約国会議は、COP21と呼ばれる。

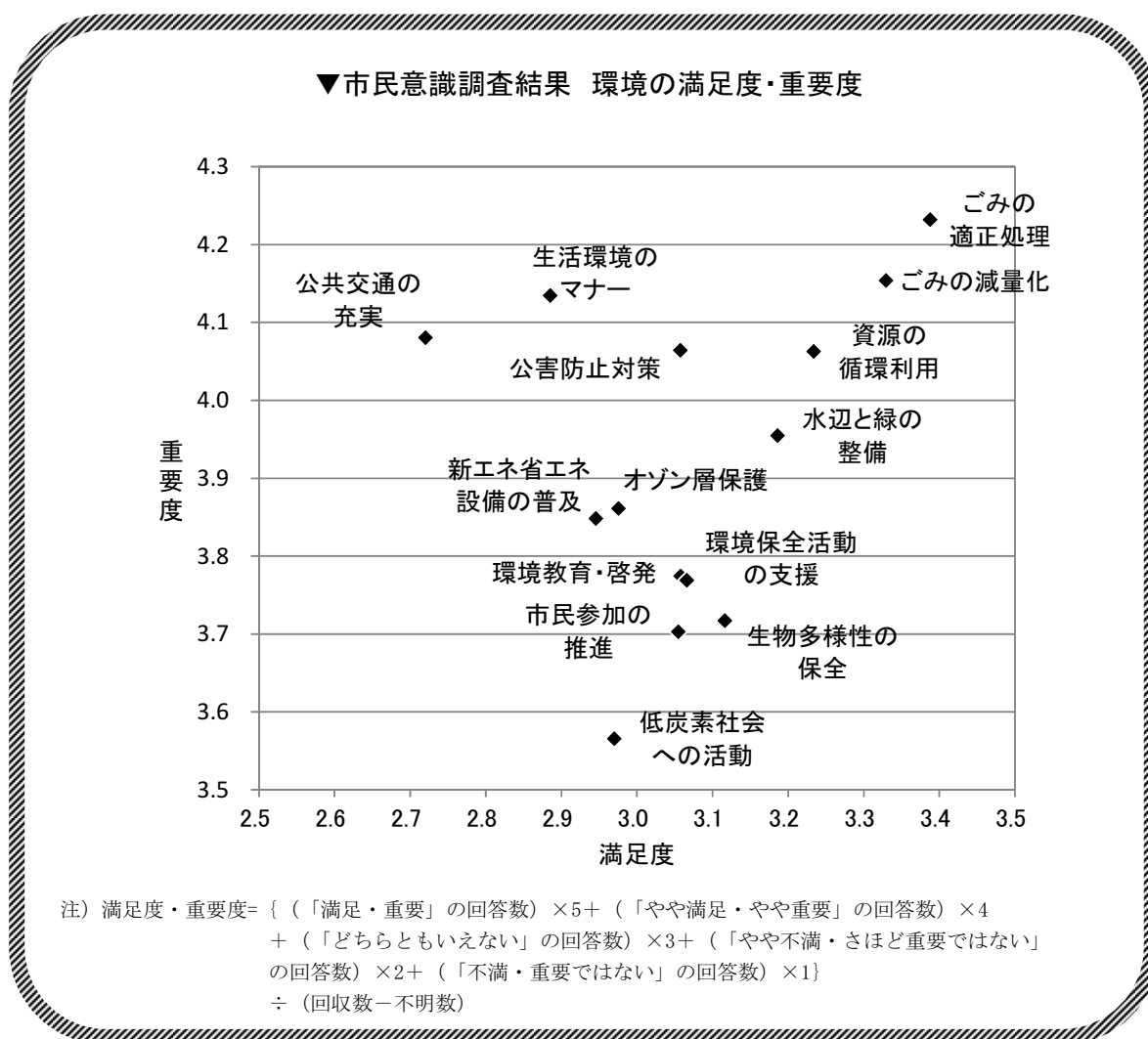
<sup>\*5</sup>条約における締約国の会議の略称をCOPという。単にCOP10という場合、生物多様性を保全し、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として1992年に採択された「生物の多様性に関する条約」の第10回締約国会議のことを示すことが多い。

<sup>\*6</sup>生物多様性条約に、遺伝資源保有国とその保有する遺伝資源を利用して利益を得る国との間の利害調整を図るため、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分(Access to genetic resources and Benefit-Sharing,ABS)」という考え方を導入したものの。

## 1.2 江南市における環境問題への評価

「第二次江南市環境基本計画」(以下、「改訂前計画」という。)は、快適で住みやすい都市環境の形成と環境への負荷の低減を目指して、実現すべき環境の姿を市民、事業者、市のすべての人が協力して行う取り組みを示すために、平成 24 年 3 月に策定されました。

計画策定後、江南市環境審議会との協力のもとに、毎年、指標の評価・公表を行ってきましたが、目標達成が困難な指標も残っています。また、平成 28 年度に実施した市民意識調査結果において、改訂前計画の施策について重要度と満足度を見ると、重要度は「重要」あるいは「やや重要」としているにもかかわらず、満足度は「どちらともいえない」という傾向があります(下図参照)。



市民意識調査結果によると、ごみに関する施策は、重要度、満足度ともに高く、市民の関心と施策が合っているといえます。しかし、生活環境のマナーや公共交通の充実に関しては、重要度は高いものの、満足度が低いことから、対策を進める必要があります。また、国や県が推し進めている低炭素社会<sup>\*1</sup>への活動や生物多様性の保全に関しては、満足度はあまり高くなく、重要度が特に低いことから、市民の関心を高める必要があります。

<sup>\*1</sup>地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

### 1.3 江南市における環境基本計画改訂の必要性

改訂前計画の策定時は、東日本大震災の直後であり、暮らしの基盤である「安全」を確保することへの関心が高まっていたが、策定から5年が経過した現在、公害苦情やごみの排出量が減少するなど、計画は順調に成果を見せてきました。

一方、わが国では、近年の地球規模の環境問題として、地球温暖化の影響の一つに、気候の極端化があげられます。各地で発生している豪雨災害が今後も増えていくことが予想されることから、それらの対策が急がれています。地球温暖化の影響を可能な限り低減するため、温室効果ガス排出量の削減を進めて地球の平均気温の上昇を抑えるとともに、急激に温暖化が進む気候に暮らしを合わせる必要があります。COP21後、地方公共団体の取り組みの強化を求めた地球温暖化対策推進法<sup>※1</sup>の改正、フロン排出抑制法の制定などの法整備が進むとともに、「地球温暖化対策計画」、「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。しかし、新たな温室効果ガス排出量の目標は、民生部門で2013年度比約-40%など達成が厳しいものであり、一層の取り組みが求められます。

生物多様性の問題に関しては、「戦略計画 2011-2020(愛知目標)」を受けて、愛知県では、「あいち生物多様性戦略 2020」が平成25年3月に策定されました。生物多様性の保全は、自然環境保全にとどまらず、生物資源の持続可能な利用という観点から総合的に取り組んでいく必要があります。

公害に関しては、大気質や水質では経年的に環境基準に適合していない地点、項目が残されているように、達成できていない目標もあるほか、地下水の汚染の発生などが懸念されています。近年は様々な環境対策に関する法整備が進んでおり、それらの周知・徹底とともに、多様化する市民のニーズへの対応が求められています。

このような状況の中、江南市(以下、「本市」という。)では、平成28年度に実施した市民意識調査でも示されるように、ごみのポイ捨てや犬のふん害などの身近な生活環境のマナーへの関心が高いことがわかります。また、対応が急がれる地球温暖化対策や、生物多様性の保全に関することでは、市民一人ひとりの日常生活の見直しが必要です。

以上のことから本市では、より良い環境づくりには市民一人ひとりの行動が大きな要因であることから、より一層の見直しが重要といえます。

改訂前計画は、中間目標年度の平成28年度を迎え、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応することから、市民一人ひとりの力の大きさに注目し、環境の現況及び進捗状況を踏まえた計画の見直しが必要となりました。

<sup>※1</sup>正式名称を「地球温暖化対策の推進に関する法律」という。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

## 2. 計画の役割

「改訂版第二次江南市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例の基本的な理念とルールに基づき、江南市戦略計画の本市が目指すべき都市のすがたを環境面から支援するとともに、設定した将来の望ましい環境像を実現するために、市民、事業者、市が協力して取り組む内容を示すものです。

計画の役割を以下に示します。

### (1) 目指す方向や、目標の明確化を図る役割

本市が目指すべき環境像、環境目標、基本的取り組みが明らかにされるとともに、向かうべき方向についての市民、事業者、市の共通認識が得られます。

### (2) 市民、事業者、市の各主体の取り組みを示す役割

市民、事業者、市の各主体の役割を明らかにし、それぞれの特性を生かした取り組みや、三者が協力して効率よく進めることのできる取り組みを示します。

### (3) 関連施策の総合化・体系化を進めるとともに関連主体との合意形成を推進する役割

本計画の策定によって、市は江南市戦略計画に基づいた施策の推進にあたって、統一した方針で環境への配慮を補うことができます。さらに、環境面における諸施策の調整の場を確保することにより、環境に関わる諸施策の総合化、体系化が図られます。また、計画推進のため、市民、事業者、市の三者の連携を定めており、各主体を構成するさまざまな立場の人の参加・協力により、取り組みの立案・調整に向けて合意形成を進めます。

## 3. 計画の目標年度

本計画の

**開始年度は平成 29 年度とし、目標年度は 5 年後の平成 33 年度とします**

## 4. 計画の位置づけ

本計画は、江南市環境基本条例に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な計画であり、市の施策や市民、事業者に求められる行動を環境面から横断的にとらえた総合的な計画として、本市の環境保全に関する取り組みの基本的な方向を示します。

さらに本計画は、より良い環境づくりのために、市民、事業者、市が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力するうえでの指針を示すものです。

なお、第 3 部第 2 章第 2 節 4.「生物多様性の保全と持続可能な利用」は、生物多様性基本法第 13 条 2 項の生物多様性地域戦略に該当します。第 3 部第 2 章第 4 節「青い地球を次の世代につなぐまち」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の地方公共団体実行計画(区域施策編)に該当します。

## 5. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、私たちの生活が地球の恩恵を受けて成り立っていることから、流域あるいは広域的に対応することが望ましい事項については、周辺地域や地球全体も視野に入れた計画とします。

## 6. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、改訂前計画や社会情勢、本市の現状を踏まえ、「地域環境」「資源循環」「地球環境」とします。それぞれの環境は独立したものではなく、お互いに関連しあうものです。また、環境の領域のなかで自然環境の領域は、市内にまとまった山林が少ないことから、「地域環境」の領域に含めて取り扱うこととします。

なお、環境保全に取り組む人づくりに関することは、「環境づくり」として扱います。

### 1 快適性、安全性、暮らしやすさ、うるおいなどの地域環境

生活マナーの向上、公害の防止、環境リスクの低減、水辺の保全、緑化など、都市生活における快適で安全な暮らしに関することを扱います。

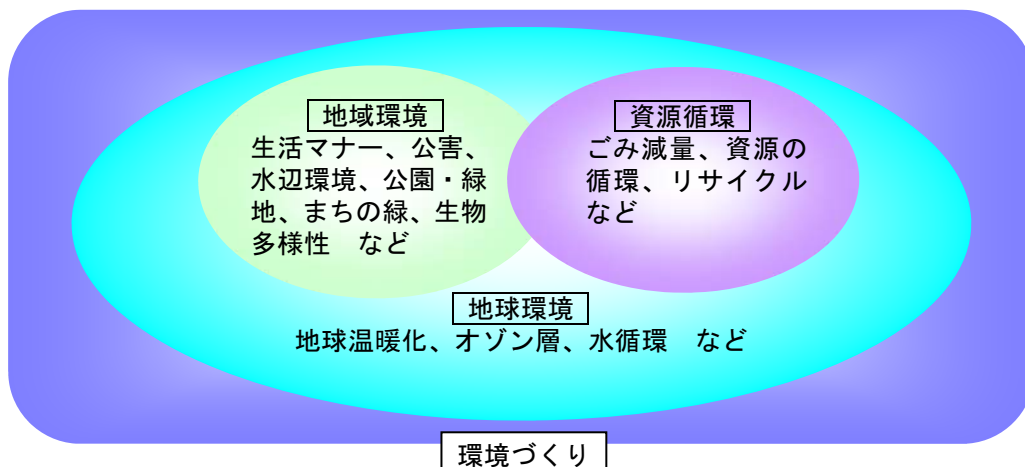
### 2 市民の暮らしに関わる資源循環

持続可能な社会の発展に向けて、ごみ減量、循環型社会の形成などに関することを扱います。

### 3 地球規模で影響の現れる地球環境

市域における活動が地球規模で影響の現れる地球温暖化、オゾン層破壊などの問題やこれらの防止に関する市域を越えた国際的な取り組みを扱います。

#### ▼ 改訂版第二次江南市環境基本計画の対象とする環境



## 7. 推進主体及びその役割

私たちの日常の行動すべてが、環境に影響を及ぼしていることを十分に認識し、環境への負荷の少ない、持続的に発展できる社会の形成に向けて、不断の努力を重ねていくことが大切です。そこで本計画の推進主体は、改訂前計画に引き続き、江南市環境基本条例の基本理念に規定する市民、事業者、市と定め、各主体がそれぞれの役割を認識し、一体となって、良好な環境の保全と創造に努めるものとします。

## 8. 計画の構成

### 第1部 計画の基本的事項

本計画の基本的な事項を示します。

- ・計画見直しの背景
- ・計画の役割
- ・計画の目標年度
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象地域
- ・計画の対象とする環境の範囲
- ・推進主体及びその役割
- ・計画の構成

### 第2部 計画の目指すもの

#### 【望ましい環境像】

本計画の最終的な目標で、平成33年度において実現している本市の環境の状況を示します。本計画に示すすべての取り組みや環境への配慮事項は、望ましい環境像の実現に向けて進めるものです。



#### 【環境目標】

最終的な目標である「望ましい環境像」を以下の4つの範囲ごとにかみ砕いたものです。取り組みや環境への配慮事項は、この環境目標ごとに整理しています。

- ・環境づくり
- ・地域環境
- ・資源循環
- ・地球環境

### 第3部 環境像の実現に向けて

環境像の実現に向けて必要な取り組みを示します。

- ・主体別取り組み
- ・環境目標の達成に向けた取り組み

### 第4部 計画の推進に向けて

本計画の推進に必要な事項を示します。

- ・みんなの体制づくり及び推進体制の強化
- ・進行管理の手法